

ポルトガル語版

2017年11月 No.148

総住民数 170,523 人 ブラジル人 4,151 人 2017年9月末日

広報いわた 11月号(日本語訳)

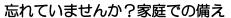
◆◇◆ 磐田市では「心と心の通い合うまち」を進めています ◆◇◆

地域防災訓練に参加しましょう

12月3日(日)は地域防災訓練です。9時にサイレンは鳴りますが訓練開始時間は各自治会にご確認ください。

市内の指定避難所を中心に各地域で防災訓練が行われます。積極的に防災訓練に参加し、避難所運営について話し合ったり、体験したりしましょう。避難所運営は地域の皆さん一人ひとりが主役です。

※指定避難所の一覧は防災ファイル又は市HPをご覧ください。



「災害が起きたら、避難所や公会堂に行けば何とかなる」と思っていませんか?避難所での生活は自分の家での生活とは、食事もトイレもすべて勝手が異なります。自主防災会や地域での防災訓練はとても大切ですが、その前に忘れてはならないのが「家庭での備え」です。「日頃の備えが、災害時の避難所運営につながります。」



災害時に、指定避難所ではなく自分の家で生活するためには自分や家族の備蓄品を準備し、発災時の行動を確認しておくことがとても大切です。

地域の防災訓練に参加する前には磐田市防災ガイドブック(5か国語版)、防災ファイルに目を通し、家庭での備えを確認しましょう。

問い合わせ先:地域づくり応援課 Tel:0538-37-4751 Fax:0538-32-2353

ペットにも日頃から防災対策を

飼い主の皆さんにできること

災害時、大切なペットを守ることができるのは飼い主の皆さんだけです。日頃から準備をしておくことが、いざという時の安心に繋がります。

- ▶ 身元が分かるものを身につけて 日頃から、犬であれば鑑札や注射済票、猫などその他の動物も 名札など身元の分かるものを身につけてあげましょう。災害でパニックになったペットが逃げ出してしまったり、避難途中ではぐれた場合などに探す手掛りとなります。
- ▶ペットのための備蓄を・水とフード(5日分以上)・首輪とリード(室内犬でも)・ケージやキャリーケース等・トイレ用品(ゴミ袋や紙等)・タオル・飼い主と一緒の写真・常備薬・愛犬手帳等
- ▶ 災害に備えたしつけを 災害時に、避難所等でのトラブル回避のためには、基本的なしつけが大切です。
 - 「待て」「おいで」など飼い主の指示に従える。不必要に吠えない。吠えても制すればやめる。
 - ・決まった場所で排泄ができる。・キャリーケース等に慣らす。等

問い合わせ先:環境課 Tel: 0538-37-2702 Fax: 0538-37-5565

☆いわたホッとライン:携帯電話やパソコンなどでポルトガル語の情報を受け取りましょう!☆

磐田市からのお知らせや、救急医療機関・イベント情報を配信するシステムです。

登録手順は、こちらをご覧ください<u>今http://www.city.iwata.shizuoka.jp/port/guia/hotline.html</u>

◆問い合わせ:地域づくり応援課 Ta:0538-37-4811 / FAX:0538-32-2353

市税等納期限 固定資産税 第3期 12月25日(月) 国民健康保険税 第6期

(一社)磐田国際交流協会 クリスマスパーティー

▶と き:12月23日(土・祝)16:00~20:00

▶ところ:福田農村環境改善センター

▶内 容:持ち寄った料理を囲んで、いろんな国の方々と交

流しませんか。バルーンアートやビンゴゲームな

ど楽しい催しも盛りだくさんです。

▶参加費:小学生以上600円 (協会員は500円)

▶ 持ち物:料理かデザートを1人1品持ち寄り

▶申 込:12月15日(金)までにEメールまたは電話で磐田国際交流協会へ。

問い合わせ先: (一社) 磐田国際交流協会 Tel: 0538-37-4988 (ice@iwataice.jp)



12月10日は「人権デー」~人権を正しく理解し、差別や偏見のない社会を目指して~

人権とは

私たちは、かけがえのない一人の人間として、誰もが人間らしく生き、幸せに暮らす権利「人権」 をもっています。 人権は、お互いに認め合い、権利や自由を尊重し合うことによって成り立ってい ます。

しかしながら、偏見や差別、暴力などによって、現実には人権が侵害され、さまざまな人権問題が 起こっています。こうした問題が解消され、誰もが幸せに暮らせる社会を実現していくためには、一 人ひとりが人権尊重の理念について正しく理解していくことが必要です。

|12月 10 日は「人権デー」|

国際連合は、世界人権宣言の採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定めていま す。日本では12月4日~10日を「人権週間」と定め、人権尊重思想の啓発活動を行っています。 本年度は「みんなで築こう人権の世紀~考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう違いを認め合う心 ~」を重点目標として、違いを認め合う心の大切さや人権尊重思想の普及高揚を目指しています。誰 もが人権を正しく理解し、差別や偏見のない社会を実現するためには、自分だけではなく、相手を思 いやり、権利や自由を尊重することが大切です。

「人権」は私たちの生活に密接に結びついている身近なものです。人権週間を機会に、人権への意 識を見つめ直してみませんか。

様々な人権問題 ~人権は身近なところに存在しています~ 子どもの人権 女性の人権 高齢者の人権 障がい者の人権 同和問題 外国人の人権

- インターネットによる人権侵害
- ・プライバシーの侵害
- ・感染症患者等の人権・犯罪被害者等の人権
- ・性的少数者の人権

など

【人権書道・ポスターコンテスト作品展 示会・人権の花運動パネル展示会】 と き:12月16日(土)~26日(火)

火~金曜日 9時~18時 土・日曜日 9時~17時 (月曜休館日)

ところ:中央図書館

問い合わせ先:福祉課(iプラザ3階) Tel:0538-37-4814 Fax: 0538-36-1635 ◆◇◆ インフルエンザは感染力が高い病気です。 予防してください!インフルエンザがかかったかなと思ったらできるだけ早く医師の診断を受けましょう。◆◇◆ 2017 年 11 月 No.148

児童扶養手当制度

ひとり親家庭等の方に支給される手当です。所得制限及び公的年金との併給制限があります。

▶支 給 期 間: 児童が 18 歳になった後の最初の3月まで

▶申請の手続き: ①子育て支援課(i プラザ3階)で申請の相談

申請に必要な書類をご案内します。

②申請に必要な書類を全て揃えた上で子育て支援課に直接申請 審査の結果、認定された場合、申請の翌月分から支給されます。

▶そ の 他:手続きは全て申請者本人が行ってください。

問い合わせ先:子育て支援課(iプラザ3階) Tel:0538-37-4896 Fax:0538-37-4631

平成 30 年度 放課後児童クラブ入所児童募集

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない市内小学生に放課後や長期休業期間に遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を支援することを目的としています。

磐田市では、全小学校区に児童クラブを設置しています。

▶受付期間: 平成29年12月20日(水)まで

*土・日曜日、祝日を除く

▶対 象:市内小学1年生から6年生で保護者が昼間に就労等の状態にある方。

▶ 開所時間: • 授業のある日 ………………:午後 1 時~午後 6 時

・長期休業期間(春・夏・冬休み) ……:午前8時~午後6時

・ 土曜日 (富士見小第 1 児童クラブのみ): 午前 7 時 30 分~午後 6 時

▶ 利 用 料: • 月額 6,180 円

・8月のみ9,780円

*おやつ代、傷害保険保護者負担金を含む。減免措置あり

• 土曜日: 1回 500円 (減免措置なし)

▶申 込:申請書類に、必要事項を記入の上、直接、教育総務課児童青少年政策室(西庁舎3階) または各放課後児童クラブへ提出してください。

※現在児童クラブを利用中の方で継続して利用を希望する場合も申請が必要です。

- 教育総務課児童青少年政策室:午前8時30分~午後5時15分
- ・ 各放課後児童クラブ:午後1時~午後6時
 - *申請書類は市ホームページからダウンロードできます。
 - *入所募集案内は平成29年11月15日(水)から配布します。
- ▶その他:審査にあたっては、学年や世帯の状況などから必要度の高い児童を優先します。申込多数の場合は、入所をお待ちいただくことがあります。

審査結果は、平成30年3月7日(水)までに通知します。入所決定後に説明会又は面接があります。

*詳しくは、教育総務課児童青少年政策室および各放課後児童クラブで配付する「平成 30 年度入 所募集案内」をご覧ください。

問い合わせ先: 教育総務課 Tel: 0538-37-2773 Fax: 0538-36-1517



リサイクルステーションで蛍光管・ 乾電池の回収を始めました

勤務などの都合で集積所を利用できない方のために開設しています(無料)。 ぜひご利用くだざい。

燃えるごみに雑がみが混入しています。その雑がみ貴重な資源です。

雑がみとは、新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外のリサイクルできる紙類のことです。何気なく捨てて しまいがちな雑がみもきちんと分別すれば、貴重な資源になります。紙類のリサイクルにご協力をお願い します。

- ▶雑がみの出し方 ・紙袋に入れて出す・雑誌に挟んで紙ひもで縛る
- ▶雑がみを回収しているところ ①リサイクルステーション (クリーンセンター内 ほか) ②地域の資源集団回収(団体によって回収品目が違います。日程などは掲載の了承を得た団体のみ市ホ

ームページに掲載しています)③古紙リサイクルステーション ※詳細は家庭ごみ収集カレンダー(裏 面)をご覧ください



雑がみとして出せるもの

- カレンダー・ポスター(留め金具は取り除く)
- 菓子箱・ティッシュの箱(ビニール部分は取り除く)
- はがき・封筒・手紙(圧着はがきは除く)
- 紙袋・包装紙(紙以外の取っ手は取り除く)
- その他…チラシ、パンフレット、トイレットペーパー ラップの芯など



雑がみとして出せないもの 写真、写真プリント紙、レシートなど(感熱紙)、配送伝票・ 領収書など(カーボン紙)、紙コップ・紙皿・紙製のアイスクリーム容器など(防水加工された紙)、食 品や油などが付いた汚れた紙、臭いの付いた紙(洗剤・線香の箱)など

※雑がみに出せないものは可燃ごみに出してください

問い合わせ先: ごみ対策課(クリーンセンター内) Tel: 0538-37-4812 Fax: 0538-36-9797

夜間•休日急患診療

- ★急患センターでの診療は急で比較的軽い症状の受診になります。
- ◆ところ:磐田市急患センター(上大之郷 51) Tel: 0538-32-5267



	日曜・祝日・年末年始	毎日	
診療時間	9:00~12:00 • 14:00~17:00	19:30~22:30	
診療科目	内科・小児科・外科	内科・小児科 ★夜間の外科診療はできません	

※上記の時間以外は、磐田市立総合病院へ

12月の休日救急歯科診療 | ◆診療時間/9:00~12:00

3 (日)	山口歯科医院	磐田市草崎 845	37-0114
10 (日)	やまなか歯科医院	磐田市大立野 178	37-1721
17 (日)	磐田市立総合病院歯科口腔外科	磐田市大久保 512-3	38-5000
30 (年末)	野末歯科医院	袋井市下山梨 2001-5	49-1110
	山田歯科医院	周智郡森町森 2124-7	85-2782
31 (年末)	西尾歯科医院	磐田市中泉 1-6-12	32-2614

★休日救急歯科診療は医師の都合などで変更することがあります。 確認は、磐田消防署ダイヤル医療情報 **0538-37-0124** へ。

地域連携小児休日診療

担当医師:片桐と智也

◆と き:12月24日(日)10:00~12:00

◆ところ:磐田市立総合病院(大久保 512-3)Tel:0538-38-5000

発行:磐田市役所 地域づくり応援課 地域支援グループ 〔TEL:0538-37-4811〕 広報広聴・シティプロモーション課 〔TEL: 0538-37-4827〕〒438-8650 磐田市国府台 3-1

★磐田市役所のいろいろな取り組みのひとつとして、広報いわたを通じて、日常生活に必要な情報を ポルトガル語で提供しています(インターネットでもご覧になれます: http://www.city.iwata.shizuoka.jp/) 広報をよりよくしていくために、みなさまの声をお聞かせください: chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp

